

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	4 8 5 6	受理年月日	令和 8 年 9 月 10 日
件 名	管理コスト丸投げ型の民泊等を防ぐための実効的な検証制度の確立		
要 旨	京都市が市民生活第一を掲げ、民泊等への施設内・隣接建物常駐と違反への厳正対処を示したことを高く評価する。常駐義務は、住民に転嫁されてきた管理コストを事業者へ戻し、適正事業者を守る本質的な改革である。なればこそ、残る一步は、その常駐が実態を伴うものかを入口で確かめる仕組みにある。事後監視を厳しくしても、自己申告だけで入口を通す限り、本来事業者が負うべき管理コストを住民へと転嫁することで利益を得る丸投げ型の事業は終わらない。 自己申告だけで完結する入口確認の限界を示したのが西開町20-10の事例である。住民宅に、差出人も宛先もなく汚損した外観から誰が何のために届けたのか判別できず、開封をためらわせる封筒が投かんされ、中を確認し初めて当該民泊の関連資料と判明した。一方の事業者側は投かん自体を否認。では、その資料は誰がどこから入手し、なぜ住民宅へ届けられたのか。事業者側が投かんしたなら説明との不整合、していないなら資料経路の確認が必要。いずれも確認すべき事実が残るのに、市は事業者側の自己申告のみ扱い、住民保管の現物は、確認しても判断は左右されないとして見ず、必要な確認・指導を行ったとして一方的に事実確認を打ち切り、変更届を受理した。ところが開業後、住民が受理前から予見して繰り返し指摘していた行政向け説明と現場実態とのかい離が現実となり、その発見・記録・通報を住民が無償ボランティアとして担い続けている。問題は市民の信頼を損ないかねない事務執行上の課題が露呈したこと以上に、自己申告に依存する入口確認が適正事業者よりも丸投げ型業者に利を運ぶという逆理を本件が浮かび上がらせた点にある。 入口段階で把握し得る行政向け説明と現場実態の意図的な使い分けを見抜けない規制強化が、市民生活を守る実効性を持ち得るだろうか。本陳情は受理取消や個人処分を求めるものではなく、本件を市民の信頼を損なうおそれのある業務執行として検証するとともに、京都市の未来に資する入口確認改善のテストケースとすることを求めるものである。市民生活第一を事後処置の標ぼうではなく、制度設計の出発点とする行政への転換を求め、高野西開町、北白川小倉町、久保田町北部、下主税町、中御門東町、行衛町西部、下之町等、複数地域の賛同を得て提出するものである。 ついては、以下のことを願う。 1 西開町20-10に関する令和 8 年 6 月 8 日から 7 月 24 日の医療衛生センターの住民対応を、市民の信頼を損なうおそれがあるような不適切な業務の執行の疑いと、自己申告と現場実態を照合しない入口確認のぜい弱性を、当初判断・回答に関与しない別部局等が検証すること。一次資料不確認の判断根拠、質問別の判断主体・根拠・決裁経路、最終回答打ち切りの主体・根拠、実質的管理体制変更の変更届処理の適否、指導後も続く事前指摘と符合する事象の反復、監視引継ぎの適否を明らかにすること。どのような対応であれば市民生活第一をより確かなものにできたかを検証し、この失敗を実効ある制度改善へ転じ、市会へ報告・公表すること。 2 常駐を例に、行政向け説明と現場実態を意図的に使い分ける事業者を想定し、その申告の虚実と実態とのかい離を入口段階で見抜く具体策を示すこと。住民に監視・立証を転嫁せず、受理の法的可否や人員・権限不足を、事実確認の省略・先送り・打ち切りの理由としないこと。 3 条例第 5 条を改め、管理責任の住民転嫁を禁じ、事業地と無関係な地域活動の実績を周辺住民との信頼構築の代替指標としないこと。		
陳 情 者			
回付委員会	環 境 福 祉 委 員 会		